

「日本小児呼吸器学会優秀演題賞」選考規程

2015年4月18日改定

2024年5月31日改定

【第1条 優秀演題賞の設定】

本会に優秀演題賞を設定する。設定の目的は、小児呼吸器学研究の推進と学術集会の支援であり、臨床や基礎分野において小児呼吸器学の将来に大きく寄与することが期待される研究や学会員を奨励することである。優秀演題賞には、全会員を対象とする『優秀演題賞』（以下 A 賞）と、comedical 会員を対象とする『優秀演題賞（comedical 部門）』（以下 B 賞）とがある。

【第2条 対象と選考方法】

- 第1項 当該年度に正会員で、当該年度の学術集会において期限内に応募し発表した一般演題の筆頭者を対象とする。ただし、本会の役員（理事長・副理事長・理事・顧問・監事・地区委員）は対象から除外する（なお、共同演者となることは妨げない）。
- 第2項 選考は一次選考と二次選考からなり、A 賞・B 賞ともに原則として 1 人ずつ選出する。comedical 会員が A 賞を受賞した場合には B 賞を選出しない。

【第3条 選考事務局】

- 第1項 学術委員会の中に設置する。
- 第2項 学術委員から選出し構成人数は 3-4 人とし、代表者は学術委員長とする。
- 第3項 主たる任務は、一次選考と二次選考の委員を選定すること、一次選考を運営すること、二次選考を支援することである。
- 第4項 優秀演題賞に応募した演題の筆頭演者が事務局を務めることは妨げない

【第4条 選考委員の選定】

- 第1項 一次選考・二次選考を担当する委員は、本会の役員（理事長・副理事長・理事・顧問・監事・地区委員）および学術委員の中から事務局によって選定される。ただし、優秀演題賞に応募した演題の筆頭演者は選考委員になることはできない。演題募集終了後、下記の方法により一次選考委員の人数を決定し、一次、二次候補を決定し就任を依頼する。
- 第2項 選考委員は年度ごとに変更される（連続もある）。
- 第3項 一次選考委員の人数は下記の方法で決定される。その過半数は運営委員とする。

第 4 項 二次選考委員は、年度学会長（選考委員長）1 人、次年度学会長 1 人、学会理事長 1 人、原則として一次選考と重複しない運営委員 1 人と運営委員以外の 1 人の計 5 人で構成される（やむをえない場合には 1 次選考委員と重複する場合があります）。二次選考委員の中に一次選考で選出された演題と関係の深い委員が含まれた場合には、事務局は二次選考の前に委員を変更することができる。

【第 5 条 一次選考の概要】

第 1 項 一次選考は予め選定された委員によって行われる。

第 2 項 事務局は、氏名・所属を削除した演題抄録を委員に送付する。この際、1 演題は 5 人の委員によって審査されるよう配分する。

第 3 項 委員は、設定された期間内に抄録を審査し、ランク付けを行って事務局に回答する。

第 4 項 事務局は、委員からの審査結果を集計し、全抄録の上位 5 題（A 賞候補）を選出する。一次選考において、現行の規程で上位 5 題（A 賞候補）を決定できない場合には、決定を事務局の代表者に一任する。

第 5 項 A 賞候補にコメディカル会員が筆頭演者となる演題が選出されなかった場合には、コメディカル部門の上位 2 題（B 賞候補）を別に選出する。A 賞候補にコメディカル会員が筆頭演者となる演題が選出された場合には、それを A 賞・B 賞両方の候補とする。該当する演題が 1 題の場合は、B 賞候補はそれ以上選出しない。該当する演題が 3 題以上の場合には、上位 2 題を A 賞・B 賞両方の候補とする。上位 2 題以外の演題は A 賞のみの候補となる。

第 6 項 事務局は、上記の結果を年度学会事務局に伝え、学術集会初日に A 賞候補による『A 賞選考セッション』を設定するよう依頼する。

【第 6 条 一次選考の手順】

第 1 項 一次選考は学術集会プログラムの作成を考慮し、演題募集終了後約 4 週間で終了することを目標とする（演題の仕分け・発送に 1 週間、一次選考に 2 週間、結果の集計・報告に 1 週間）。

第 2 項 そのため、事務局は一次選考委員の候補者である運営委員・顧問・監事・地区委員・学術委員から、事前に委員就任の承諾を書面で取っておく（別紙の依頼状参照）。

第 3 項 1 人の一次選考委員は最大 40 演題を審査する。1 演題は 5 人の委員で審査される。この際、一次選考委員が関連施設からの抄録を審査しないよう配慮する。実際の選別は事務局に一任する。そのため、1 次選考委員は最低 6 名以上選出される。

第 4 項 この原則に則り、委員の人数は演題数によって決定される。

応募が 80 題では、5 倍して 400 題。これを 40 で割れば 10 人の委員が必要。したがって各委員は 40 題を審査。
81 題では 405 題で、11 人 (9 人が 37 題、2 人が 36 題)
82 題では 410 題で、11 人 (3 人が 38 題、8 人が 37 題)
83 題では 415 題で、11 人 (8 人が 38 題、3 人が 37 題)
89 題では 445 題で、12 人 (1 人が 38 題、11 人が 37 題)
97 題では 485 題で、13 人 (4 人が 38 題、9 人が 37 題)

第 5 項 事務局は、年度学会事務局から受領した一般演題を、氏名・所属を削除した形式にして、一次選考委員にメールで送付する (1 週間以内)。

第 6 項 一次選考委員は別項に記す方法で審査し、その結果を期限内に事務局にメールで返信する (2 週間以内に終了するよう期限を設定しておく)。

第 7 項 事務局は委員からの審査結果を回収し、第 5 条、第 4、5 項のように A 賞候補と B 賞候補を決定する。

第 8 項 事務局は上記の結果を二次選考委員と年度学会事務局に伝え、第 8、9、10 条に定める二次選考が進むよう支援をする。

【第 7 条 一次選考の審査方法】

第 1 項 各委員は審査した 演題を次の 4 段階に分けて判定する。ただし、その配分 (括弧内) を遵守する。

A : 優秀 (10%)、B : やや優秀 (20-25%)、C : ふつう (50%)、D : やや劣る (15-20%)

例 : 36-40 題を 4 段階に分けると、A 4 題、B 8-10 題、C 18-20 題、D 6-8 題

第 2 項 判定は委員に一任する。研究発表、症例発表ともに小児呼吸器学での重要性、寄与性、独創性などを検討する (チェックリストを参照)。

第 3 項 委員は審査結果のみを事務局にメールで伝える。

第 4 項 事務局は演題ごとに 5 人の審査結果が届いていることを確認し、結果を得点に変換する。このとき、A を 4 点、B を 2 点、C を 1 点、D を 0 点とし、5 人分を合計する。

第 5 項 事務局は、二次選考への参加意思が確認され、優秀演題賞を受賞した場合には学会誌への投稿義務があることに同意が得られたものの中から、A 賞部門では合計得点の上位 5 題を、B 賞部門では上位 2 題を決定する。

第 6 項 同点が複数ある場合には、5 人の分散が小さいものを上位とする。

たとえば合計 6 点では (2,1,1,1,1)、(2,2,1,1,0)、(2,2,2,0,0)、(4,1,1,0,0)、(4,2,0,0,0) の順になる。やむを得ず上位が 6 題、あるいは 3 題になることもある。

【第 8 条 二次選考の概要】

- 第 1 項 二次選考は予め選定された二次選考委員によって行われる。代表者は年度学会長とする。
- 第 2 項 A 賞は、二次選考委員が『A 賞選考セッション』で A 賞候補の発表を聞き、その後協議して決定される。
- 第 3 項 B 賞は、二次選考委員が学術集会前に連絡を取り合い、B 賞候補を審査して決定される。事務局は B 賞の受賞者に連絡し、表彰式への参加を要請する。ただし、B 賞候補者が A 賞候補者を兼ねている場合は、『A 賞選考セッション』後に B 賞が決定される、詳細は第 10 条を参照のこと。

【第 9 条 A 賞の二次選考】

- 第 1 項 二次選考委員は、学術集会初日に行われる『A 賞選考セッション』での口演と質疑応答をすべて聞く。質問してもよい。
- 第 2 項 発表終了後、二次選考委員 5 人で協議し、A 賞を決定する。選考は第 1 条の優秀演題賞の目的をもとに行われ、選考方法は二次選考委員長に一任し行う。
- 第 3 項 A 賞は原則として 1 題とする。やむを得ず 2 題あるいは該当なしになることもある。

【第 10 条 B 賞の二次選考】

- 第 1 項 二次選考委員は、事務局から提示された上位 2 題について、ただちにメールなどで協議し、B 賞を決定する。代表者は年度学会長とし、代表者の裁量で選考方法や選考基準を含めて決定する。ただし、B 賞候補が A 賞候補にもなっている場合には、B 賞は『A 賞選考セッション』後に、二次選考委員により決定する。その際は、第 5 条第 5 項のように B 賞候補者が複数になるため、その人数に応じて選考を行う。
- 第 2 項 B 賞は原則として 1 題とする。該当なしのこともある。
- 第 3 項 二次選考委員長は B 賞の結果を事務局に連絡する。事務局は受賞者に連絡し、表彰式への参加を要請する。

【第 11 条 優秀演題賞表彰】

二次選考委員長である年度学会長が、懇親会で A 賞及び B 賞を発表し、運営委員長が表彰する。同時に学会からの副賞として記念品を授与する。

【第 12 条 論文投稿】

受賞演題は日本小児呼吸器学会雑誌への投稿を必須とする。ただし、国際誌等へ原著論文として投稿を予定している場合には、その旨を事務局に報告することとする。その場合には、論文が国際誌などに受理された後に、二重投稿とされない形式で日本小児呼吸器学会雑誌へ投稿していただく。